

# 社会保険・労働保険の適用・徴収 事務の一元化について

平成18年4月28日

厚生労働省

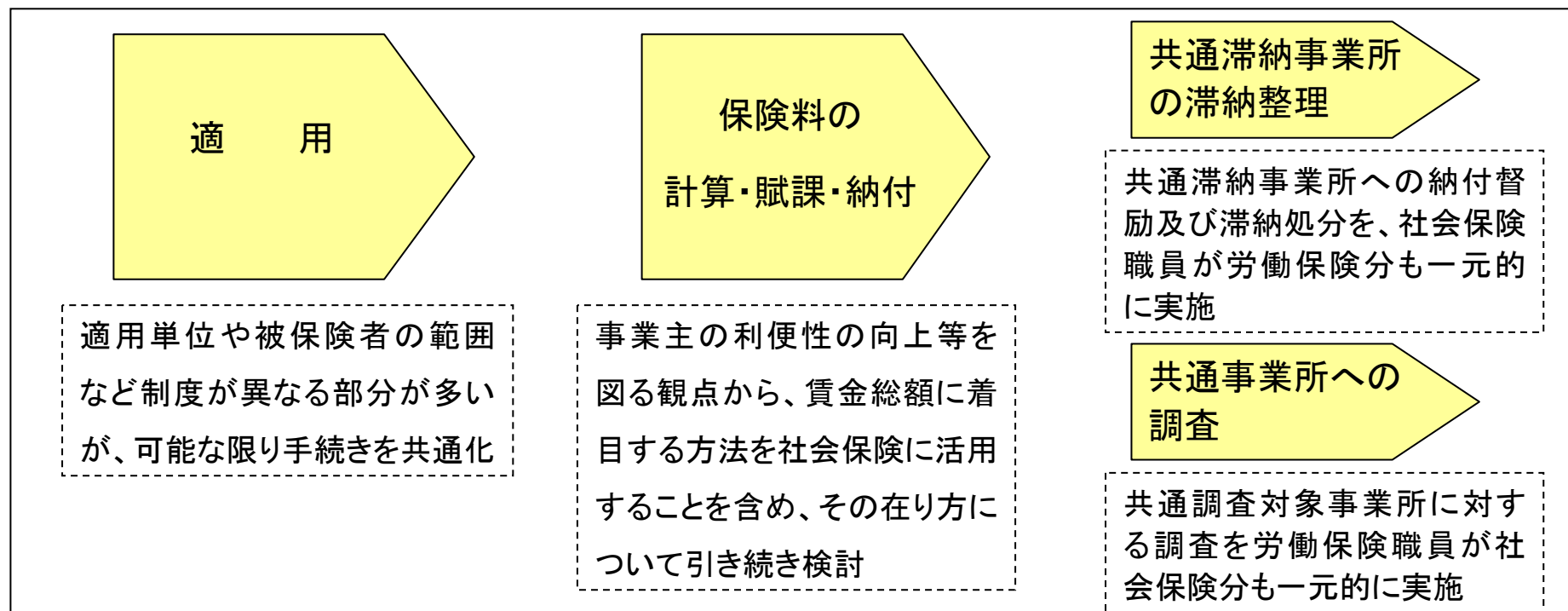
## 中間取りまとめにおける「今後の検討の方向」

社会保険と労働保険の適用・徴収業務の一元化を進めること。

### 検討結果

平成15年10月より、全国の社会保険事務所に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置し、社会保険と労働保険の徴収事務の一元化を推進しており、今後も更なる一元化を進めていく方針。

#### 1 徴収事務の一元化の基本的方向



## 2 これまでの取組み

社会保険・労働保険徴収事務センターにおいて、次の徴収事務を一元的に実施。

徴収事務の概要		これまでの取組
① 保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付	社会保険の算定基礎届と労働保険の年度更新申告書の受付	・徴収事務センターで算定基礎届(7月10日提出期限)と年度更新申告書(5月20日提出期限)を受付
	算定基礎届及び年度更新申告書に関する事業所説明会の実施	・算定基礎届説明会(毎年6月)と、年度更新説明会(毎年3~4月)を開催し、両保険の適用勧奨、制度改正周知を実施
② 保険料の納付督促	保険料を滞納している事業所への電話、呼出等による納付督促	・社会保険料と労働保険料のいずれも滞納しており自主的納付が期待できない事業所(共通滞納事業所)に対して社会保険職員と労働保険職員が共同で納付督促を実施
③ 滞納処分	差押えなどの強制執行を一元的に実施	・共通滞納事業所に対する差押えなどの滞納処分の実施については、社会保険職員が労働保険料分についても実施
④ 賃金・保険料額に関する事業所調査	徴収や適用の適正化のための呼出や訪問による事業所調査 ・社会保険の調査官総合調査 ・労働保険の算定基礎調査	・共通調査対象事業所の調査については、社会保険職員と労働保険職員により共同で実施

このほかに、インターネットを利用した電子申請において社会保険と労働保険の申請契機が同一である届出の共通項目について一括して行うことを可能とした(平成15年10月から)

### 3 共通滞納事業所に対する滞納整理の一元化

◎共通滞納事業所に対する滞納整理(納付督促、滞納処分)について、社会保険職員が労働保険料についても実施

→ これにより、平成17年度に労働局で20名を削減し、今後5年以内にさらに約31人の削減

	平成17年度
納付督促	社会保険職員と労働保険職員が共同で実施
滞納処分 差押え	社会保険職員が労働保険料についても実施



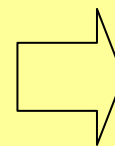
	平成18年度から
	社会保険職員が労働保険料についても実施

### 4 共通事業所に対する調査の一元化

◎共通の調査対象事業所に対する賃金・保険料額に関する調査(社会保険の総合調査、労働保険算定基礎調査)について、労働保険職員が社会保険分についても実施(平成18年度から)

→ これによる社会保険事務所での削減効果分は、未加入事業所の職権適用、保険料の滞納整理などの強化すべき業務の増員にあてることとしている。

	平成17年度
事業所調査	社会保険職員と労働保険職員が共同で実施



	平成18年度から
	労働保険職員が社会保険分についても実施

## 5 保険料の計算、賦課、収納事務の一元化の検討

今後、社会保険・労働保険の保険料の計算・賦課・納付に関し、事業主の利便性の向上等を図る観点から、賃金総額に着目する方法を社会保険に活用することを含め、その在り方について引き続き検討することとする。

なお、その際には、①社会保険の給付や負担など制度に関わることから、社会保険制度の見直しに合わせて検討するとともに、②保険料収納率の低下を招かない方策を踏まえた検討が必要。

### 社会保険と労働保険の保険料算定方法等の比較

	適用事業所数 (16年度末)	保険料収納額 (16年度末)	算定基礎	賦課方法
社会保険	163万	26.0兆円	・標準報酬月額(被保険者ごとの当年度の4月～6月までの賃金の平均額) ・標準賞与額(年3回以下支給の賞与)	納入告知書による賦課方式
労働保険	297万	3.6兆円	前年度一年間の事業所全体の賃金総額	事業主による申告納付方式

# 社会保険料と労働保険料の納付手続の事務フロー

別紙

## 社会保険料(納入告知書による賦課方式)

算定基礎届(毎年1回)  
・被保険者ごとの標準報酬月額  
の基礎となる報酬月額に関する算  
定基礎届(4~6月の3か月分の  
賃金)の提出  
(7月10日提出期限)

諸変更届(随時)  
・被保険者資格取得届  
被保険者資格喪失届  
被保険者報酬月額変動届

賞与額の届出

標準報酬月額  
の定時決定

(算定基礎届に基づく保  
険料は、9月分保険料  
から1年間適用)

標準報酬月額  
の随時決定等

標準賞与額の  
決定

納入告知書送付(毎月)  
・保険料額の決定・納入  
告知書の作成・送付

(160万事業所  
×年12回)

(毎月)  
・納入告知書に  
基づき事業主  
が金融機関で  
納付

(注)  
・適正な届出がなさ  
れているかについ  
ては、社会保険総  
合調査を実施し確  
認を行っている

## 労働保険料(申告納付方式)

当年度概算保険料及び前年度確定保険料の申告  
(毎年1回)  
・前年度の賃金総額をもとに前年度の確定保険料  
及び当年度の概算保険料を計算の上、申告書・  
納付書を提出(4月1日~5月20日)

概算保険料の納付及び確定保険料の精算  
・金融機関で保険料納付(4月1日~5月20日)

増加概算保険料の申告、  
納付

(賃金総額の見込額が大  
きく増額したときに行う)

(注)  
・保険料申告内容に  
疑義がある事業場  
については、実地  
調査(算定基礎調  
査)を実施

## 6 適用・徴収事務の共通化の推進

そのほか、今後、事業主の利便性の向上等を図る観点から、次の取組みを実施。

- ① 社会保険の算定基礎届(7月10日提出期限)と労働保険の年度更新申告書(5月20日提出期限)の提出期限を7月10日に統一(平成20年度から)
- ② 社会保険・労働保険徴収事務センターの窓口で受け付ける届出の範囲の拡大(平成18年度から)
- ③ 社会保険・労働保険の申請・届出様式の共通化(平成20年度から順次実施)
- ④ 社会保険・労働保険の適用に関する通知通達の見直し
- ⑤ 社会保険と労働保険の事業所(場)番号の共通化(平成23年度末までのできる限り早期に検討)
- ⑥ パートタイム労働者の社会保険の適用拡大については、平成16年の国民年金法等一部改正法の附則で、5年を目途として検討

社会保険と労働保険の適用・徴収の制度比較

	適用範囲	被保険者の範囲	保険料算定	納付方式
社会保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの</li> <li>・常時5人以上の従業員を使用する個人事業所（農林、サービス、法務・宗教等を除く）</li> </ul> （厚年法第6条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用事業所に使用される者</li> <li>※ パートタイム労働者</li> </ul> 週の所定内労働時間が一般従業員の4分の3以上（厚年法第6条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準報酬月額・標準賞与額方式</li> <li>・個人毎の標準報酬額を決定し、個人毎に保険料率を掛けて全員分を足しあげる方式</li> </ul> （厚年法第20条、第81条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課方式；事業主の申告を受けて、政府が保険料額を確定・通知し、当該額を事業主が納付</li> <li>・納付回数年12回（毎月）</li> </ul> （厚年法第81条、第83条）
労働保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業種のいかんを問わず労働者を使用する事業（農林水産の事業の一部（5人未満の個人経営）を除く）</li> </ul> （労災保険法第3条、雇用保険法第5条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用事業に雇用される労働者</li> <li>※ パートタイム労働者</li> </ul> 労災保険：適用 雇用保険：週の所定内労働時間が20時間以上（雇用保険法第6条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金総額方式</li> <li>・事業所の全対象労働者の賃金総額に保険料率を掛ける方式</li> </ul> （徴収法第11条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告方式；事業主が保険料を算定し、申告と同時に納付</li> <li>・納付回数年1回</li> </ul> （徴収法第15、19条）





=現在の徴収事務センターの実施事務の範囲